

子母発 1227 第 1 号  
令和 4 年 12 月 27 日

(別紙宛先) 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長  
( 公 印 省 略 )

母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び母子保健法施行規則第七条の厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件の告示について（周知依頼）

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般、母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 172 号）の公布及び母子保健法施行規則第七条の厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件の告示（令和 4 年厚生労働省告示第 372 号）について、別添のとおり、厚生労働省子ども家庭局長から、各都道府県母子保健主管部（局）等宛に通知しました。

貴職におかれましても、今回の母子健康手帳の省令記載事項様式等の改正について、貴会会員に御周知いただくとともに、今後とも、母子保健事業の円滑な実施に御協力いただきますようお願いいたします。

公益社団法人日本医師会会長  
公益社団法人日本産婦人科医会会長  
公益社団法人日本産科婦人科学会理事長  
公益社団法人日本小児保健協会会長  
公益社団法人日本小児科学会会長  
公益社団法人日本小児科医会会長  
公益社団法人日本歯科医師会会長  
公益社団法人日本看護協会会長  
公益社団法人日本助産師会会長  
公益社団法人日本栄養士会会長  
公益社団法人日本薬剤師会会長